

広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第二十五条の規定によつて、平成二十二年度における条例の運用の状況を次のとおり公表する。

平成二十三年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 行政文書の開示請求等の状況

(単位：件)

受付場所	区分	開示請求	任意開示の申出	合計
本庁（行政情報コーナー）		842	70	912
地方機関		579	136	715
警察本部（警察情報公開センター）及び警察署		51	1	52
地方独立行政法人		1	0	1
地方公社		7	0	7
合計		1,480	207	1,687

注1 開示請求とは、条例第5条に基づく請求をいう。

2 条例改正により、平成23年1月1日以降、「任意開示の申出」の区分はなくなっている。

3 条例改正により、平成23年1月1日以降、地方公社が実施機関となっている。

2 行政文書の開示請求者等の区分

(単位：件)

区分	開示請求者等の区分	件数	
		H22.4.1～12.31	H23.1.1～3.31
開示請求	県内に住所を有する者	737	
	県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	257	
	県内に存する事務所又は事業所に勤務する者	68	
	県内に存する学校に在学する者	0	
	前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	0	
任意開示の申出	上記の開示請求権者以外のもの	207	
合計		1,269	418
		計	1,687

注 条例改正により、平成23年1月1日以降、「開示請求者等の区分」はなくなっている。

3 実施機関別の行政文書の開示請求等の処理状況

(単位：件)

区分 実施機関	開 示 請 求									任 意 開 示 の 申 出								合 計
	請 求 件 数	処 理								申 出 件 数	処 理							
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	不 存 在	適 用 外	却 下	取 下 げ		開 示	部 分 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	不 存 在	適 用 外	取 下 げ	
知 事	会計管理部	1	1															1
	危機管理監	1		1														1
	総務局	338	27	130	4	8	168			1	28	5	21			2		366
	企画振興局	6	4	1			1				1		1					7
	環境県民局	65	19	28		2	13			3	4	2	1			1		69
	健康福祉局	158	94	17	1		43			3	98	90	2			5	1	256
	商工労働局	24	1	10			12			1								24
	農林水産局	126	27	51	10	2	34	1		1	5	1	1			3		131
	土木局	528	77	205	4	1	234	3		4	26	13	12				1	554
	都市局	82	9	56	1		16				29	12	2			15		111
小 計	1,329	259	499	20	13	521	4		13	191	123	40			26	2	1,520	
教育委員会	39	12	14	2		9	1		1	11	7	2			2		50	
警察本部長	51	30	16			4	1			1					1		52	
選挙管理委員会	22	4	17						1	1		1					23	
人事委員会	2	1				1											2	
監査委員	0																0	
労働委員会	2	1				1				2	1	1					4	
収用委員会	0																0	
海区漁業調整委員会	16	9	2			5											16	
内水面漁場管理委員会	0																0	
公営企業の管理者	11	2	5			1			3								11	
病院事業の管理者	0									1	1						1	
地方独立行政法人	1	1															1	
地方公社	7	1	6														7	
合 計	1,480	320	559	22	13	542	6		18	207	132	44			29	2	1,687	

4 不服申立ての状況

条例第7条第1項及び第2項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定による不服申立てがあったものは、次のとおりである。（単位：件）

件数		処 理					
前年度 繰越分	当該 年度分	決 定				取下げ	次年度 繰越分
		認容	一部 認容	棄却	却下		
443	327	0	1	5	0	7	757

5 情報提供の状況

区 分	利 用 者 数	利 用 資 料 数
行政情報コーナー	8,743人	10,591冊
警察情報公開センター	47人	47冊

注1 利用者数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問合せを行った人数の計

2 利用資料数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問合せがあった資料数の計